平成２１年（フ）第１９５号
鹿児島県志布志市有明町原田1018番地１
債務者　髙﨑　清美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３４３号
北九州市小倉北区小文字１丁目１番35―101号
債務者　村上千鶴子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４２４号
北九州市小倉南区若園４丁目９番３―101号
債務者　利光　妙子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４２７号
北九州市門司区恒見町20番６号
債務者　岩倉　　萬
１　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７５号
熊本市草葉町１番21号
債務者　福田　淳子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１００３号
熊本市大江６丁目１番50号熊本市大江荘
債務者　木村　節子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０２４号
熊本市渡鹿７丁目６番１号　ハイツプロムナード２―Ａ
債務者　髙城　正弘
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０２５号
熊本市渡鹿７丁目６番１号　ハイツプロムナード２―Ａ
債務者　髙城　春美
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０４２号
熊本県菊池郡大津町大字杉水1146番地１
債務者　藤本　敏昭
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０５９号
熊本市島崎６丁目２番41号
債務者　鹿尻　裕子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５８０号
岡山県高梁市落合町阿部3264番地１
債務者　三村　幸江
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８１号
岡山市北区久米152番地　サングリーンハイツⅥ１－１
債務者　青木千加子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８５号
岡山市南区福田342番地13
債務者　金藤　孝司
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２３号
岡山市北区門前214番地１　ニューシティシャンテ103
債務者　林　　洋平
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１７３号
横浜市泉区和泉町4205番地６
債務者　青木　　昭
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２２９号
横浜市青葉区あかね台１丁目24番地９
債務者　中村　良正
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５０２号
横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ126号
債務者　郷野　晶子（旧姓関川）
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部